

## 千葉県子ども基本条例検討委員会 総則検討部会 意見

## 1 前文

- ・条文では法律に即した記載が必要となることから表現が制限されるため、前文は市民等の理解が深まることを第一に考え文章を作成すること。
- ・子どもに関する表現について、「かけがえのない存在」等表現を工夫し、「価値」という言い回しを避けること。
- ・新潟市や相模原市など他市町村の条例を参考に、わかりやすい表現を心がけること。
- ・子どもが条例に興味を持てるよう、おおむね小学6年生程度の子どもがわかるように記載すること。

## 【部会での主な意見】

- ・条文の中身は法律に即した表現になると思われるため、前文ではより市民等の理解が深まる文言になるよう調整してほしい。
- ・他市の条例では、子どもを「価値」と表現することがあるが、それは使わないでほしい。値をつけられないもの、として大切にする趣旨から「かけがえのない存在」などの表現が望ましい。
- ・新潟市の表現がわかりやすい（子どもは、この地球上に生きる一人の人間として、国内外を問わず、人々との相互理解と交流を深め、北東アジアをはじめとする世界の平和と共生を目指す本市・・・）。
- ・他市町村にあった「地球人として育つ」みたいな表現もよい。（事務局補足：愛知県幸田町の「地球市民」と思われる。）
- ・相模原市子どもの権利条例の表現が子どもにもわかりやすく書かれておりよい。
- ・小学6年生くらいの子どものたちが興味を持てる文言にするのがよい。

## 2 目的

- ・「未来を担う」という表現を削除すること。
- ・子どもの権利の保障以外の目的を明確にすること。

## 【部会での主な意見】

- ・多様な子どもがいる中で、「未来を担う」という表現は、内容があいまいで再検討が必要と思われる。
- ・子どもの権利の保障だけでなく、実際に子どもを支援することも目的として明確に

すべきである。

### 3 定義

#### (1) こども

- ・こども基本法にある「心身の発達の過程にある者」の表現を基礎として定義すること。
- ・市外在住のこどもや外国籍・無戸籍等のこどもについて、条例の対象となるかを明記すること。
- ・若者の権利についても明記すること。

#### 【部会での主な意見】

- ・発達障害の方などが含まれることを考えると、対象となるこどもを年齢で区切るとは難しい。
- ・年齢の区切りがなく守られるべきであるというところを伝える条例であるような定義というのはしたほうがよい。
- ・用語の使い方に配慮が必要な部分はあるが、「心身の発達の過程にある者」等の表現が適切と思われる。
- ・こどもが定義を読み、自分も含まれることが伝わる表現であることが望ましい。
- ・自立が難しいという25歳くらいまでは支える必要があるかと思うが、その場合は「こども・若者」という表記に変えていくべきか検討が必要。
- ・市外のこども、外国籍、無戸籍等のこどもが対象になるかを明確にするべき。
- ・目黒区はこどもの定義を「目黒区に住んだり、目黒区で学んだり、遊んだり、働いたりする・・・」と規定し、区外のこどもが対象になることを明記している一方、相模原市や札幌市では救済の対象を「市内に住所を有する子どもに関するもの」と規定しており、千葉市も条例の対象を明確にするべき。
- ・千葉市の税金で賄われるものについて、どこまで対象を広げるかという視点も持つておくべき。
- ・こども基本法で言及のない若者の権利について規定する必要がある。
- ・若者に関する支援等は各論で規定すればよいのではないか。

#### (2) こども以外の定義

- ・相模原市の定義を参考に、幅を持たせた表現にすること。

【参考】相模原市子どもの権利条例（第2条）

保護者：子どもの親又は親に代わり子どもを育てる者

子どもに関わる施設：市内の学校、児童福祉施設その他子どもが育ち、学び、又は活動するために利用する施設

施設関係者：子どもに関わる施設の関係者

地域住民等：地域の住民、市内に通勤し、若しくは通学している者又は市内で活動している団体若しくは個人

- ・養育について定義すること。

【部会での主な意見】

- ・相模原市の定義は、何でも当てはまるように、幅を持たせた表現になっているので、参考にするとよい。
- ・基本理念で「子どもの養育は家庭を基本として行われ」とあるが、「養育」をどういう範囲で捉えるかによって変わってくるので定義が必要となる。

#### 4 基本理念

- ・「家庭や子育てに夢を持ち・・・」という表現を避けること。
- ・「養育は家庭が基本」という趣旨は規定すること。
- ・すべてのこども・若者に寄り添う姿勢を示すこと。

【部会での主な意見】

- ・「家庭や子育てに夢を持ち・・・」で使用されている「夢」について、
  - ①条例の記載としては内容があいまいであり避けるべき表現と思われる。
  - ②少子化対策の意図が見え隠れする。
  - ③親（大人）の夢や気持ちをこどもに押し付けることにつながる。
- ・子育てに対する家庭の責任が曖昧になっているので、「養育は家庭が基本」という趣旨は大切だが、表現には気をつけるべき。
- ・どのようなこども・若者にも寄り添うという姿勢を示せるとよい。
- ・15歳から成人に達するまでの期間について、自立に向かっていく時期なので、「多様なチャレンジをできる」機会があることが大切であり、チャレンジできないと安定した生活基盤がない状態が続く可能性が高まる。青年期から成人期への移行期は成長の過程であり、移行のリスクを軽減するための支援等の仕組みを整備する必要がある。

- ・年齢の区切りはなく守られるということを伝えていく必要がある。
- ・青年期から成人期への移行期も含め、年齢に応じた支援が必要である。

## 5 責務等

- ・市の責務として、市の熱意や姿勢を明らかにすること。
- ・地域の力が弱まっている現状を踏まえ、社会全体で子どもを支援する機運を醸成することについて市の責務として明確にすること。

### 【部会での主な意見】

- ・市の責務の規定で、市の熱意や姿勢がより見えてくるので、明らかにするべき。
- ・地域の力が弱くなっていることを考えると、地域住民に関する責務について他市町村のように理想的な内容を記載することは難しいのではないか。
- ・社会全体で子どもを支援する気運を醸成することを市の責務として明記したほうが良い。

## 6 周知啓発

- ・条例に関する周知啓発を図り、理解を深めてもらうため、記念日・週間等について、1週間程度の期間を設けて規定すること。
- ・子どもに関わる専門職を対象とする啓発の必要性についても明記すること。

### 【部会での主な意見】

- ・記念日・週間等について、啓発イベント等の必要性を踏まえ、せめて1週間ぐらいは幅を持たせるべき。
- ・記念日・週間等について、子どもの権利だけではなく、権利の行使等についても理解できるように周知啓発を実施するべき。
- ・令和5年9月24日に開催したシンポジウムのように、子どもたちが参加するイベントを繰り返し実施できると良い。
- ・教職員については、条例の内容を深く理解する必要があるため、条例の検討段階において教職員が参加したり、条例の施行前に研修を実施する等の対応が必要である。
- ・児童養護施設等の施設関係者や児童相談所などへの影響が大きいため、条例の理解が深まるよう留意する必要がある。
- ・子どもに関わる専門職への啓発も実施する必要がある。